

プレサンスロジエ名義又ザォーハル
便 用 細 則

ブレサンスロジエ名譽為又ヴァーナル 使用規則

ブレサンスロジエ名譽為又ヴァーナル管理組合（以下「管理組合」という。）はブレサンスロジエ名譽為又ヴァーナルの各専有部分の所有権及び占有権並びにその花袋（以下「居住者」という。）の共同の利益を守り、快適な共同生活を実現するためにブレサンスロジエ名譽為又ヴァーナル管理規約（以下「規約」という。）第18条の規定に基づき、次のとおりブレサンスロジエ名譽為又ヴァーナル使用規則（以下「本規則」という。）を定める。

（専有部分及び専用使用部分の使用）

第1条 居住者は、本物件の専有部分及び専用使用部分の使用にあたり、次の行為をしてはならない。

- (1) それぞれ規約に定められた用途以外の用に供すること
- (2) 共用部分等に影響を及ぼす変更をすること
- (3) 住居を事務所及び集客等の用途として使用すること
- (4) 建物の外観を変更すること
- (5) 許可なく他の居住者に迷惑となる小動物の飼育をすること（小型の水鳥、鳥かご等で飼育する小鳥、熱帯魚・金魚等は除く。）
- (6) 楽器等を早期（午前8時以前）及び夜間（午後8時以降）に他の居住者等へ迷惑を及ぼす演奏をすること
- (7) テレビ、ラジオ、ステレオ、音響機器等の音量を著しくおこげること
- (8) 騒音、振動又は電磁波等により他の居住者に迷惑をかけること
- (9) ガス栓、水栓を開放のまま放置すること
- (10) 燃焼体を保管するおそれのある重箱物、危険物、多量の引火又は発火のおそれのある物品若しくは不潔、悪臭のある物品を保管すること
- (11) 体育用具等重量物を壁内で立て置き、落下させること
- (12) 専用使用部分の材質、外観を変更すること
- (13) バルコニー及び専用庭（以下「バルコニー等」という。）に土砂、塵土、発火物を搬入すること
- (14) バルコニー等に突風、強風の際、雨庇又は落下物等に害を及ぼすおそれのあるものを放置すること
- (15) バルコニー等に住居、サンルーム、物置、置置等及びこれらに類する遊樂物を設置又は放置すること

- (16) バルコニー等及び窓かばりを粉砕すること
- (17) バルコニー等の手摺、フェンス又は窓枠等に積置、集物、汚穢物を平すこと
- (18) 署名及びイベントラシシ等譲受の文字に規定外のものを使用すること
- (19) 専用部分を僅力回その他の社会的団体の事務所等として使用すること
- (20) その他、公共衛生に反する行為及び他の居住者に迷惑、危害を及ぼす行為をすること

（共用部分の使用）

第2条 居住者は、本物件の共用部分等の使用にあたり、次の行為をしてはならない。

- (1) 特別に定められた場所以外で喫煙すること

- (2) ボンブ等その地立入り禁止場所若しくは場所に入立ること
- (3) 屋上に立入り、使用すること
- (4) 屋上に運送物、無秩序な積置、投擲物を放置すること
- (5) 共用部分等に物品を放置すること（運外施設等に運送物外物を置く場合を除く）
- (6) 外壁、敷地等に看板、広告等を設置すること
- (7) 階段、廊下、エレベーターホール等火災発生など緊急時の避難通路となる場所へ、たどま一時であつても物を置くこと

(8) 駐車場以外の場所に自動車等を駐車すること

(9) バイク置場以外の場所にバイクを放置すること

(10) バイク置場にバイク等の二輪車以外の物品を放置すること

(11) その他、他の居住者等に迷惑及び危険を及ぼす行為をすること

（駐車場の使用）

第3条 規約第15条により駐車場を使用する区分所有者は、所定の形式により管理組合に申込み、管理組合と駐車場使用契約を締結する。

2 駐車場に空きが生じた場合は、あらかじめ所定の形式によって、管理組合に申込み、抽選等により、管理組合と駐車場使用契約を締結する。

3 駐車場に駐車することができず車庫は、一般乗用車又はそれに類するもの（以下「自動車等」という。）に限る。

4 駐車場の使用については次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 指定駐車位置に駐車し、他人の駐車位置等の場所に駐車しないこと
- (2) 自動車等以外の物を置かないこと
- (3) 音響、振動等、その他、他人に迷惑を及ぼす行為をできるかぎりしないこと
- (4) 場内においては、喫煙、その他火気を使用しないこと
- (5) ガソリン、揮発油等発火性又は引火性の高いもの、その他危険物を一切持ち込まないこと（自動車等の燃料タンク内の燃料を除く。）
- (6) 自動車等を修理するときには、必ずドアの施錠、サイドブレーキの降下、アンテナの格納等、盗難、損傷防止に留意すること
- (7) タバコの吸殻、その他の廃棄物は必ず所定の場所に捨てること
- (8) 場内の施設又は機器等に損傷を与えたときは、速やかに管理組合に連絡し、その指示に従うこと

5 その他第一項の駐車場使用契約の定めに従うこと

（宅配ボックスの使用）

第4条 宅配ボックスの使用については、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 配達物以外のものを入れないこと
- (2) 生もの等腐敗の恐れのあるものは早く取り出すこと。また、配達物は速やかに取り出し、宅配ボックス内に放置しないこと
- (3) 暗証番号を忘れた場合はその旨を管理組合に連絡し、その指示に従うこと
- (4) 宅配ボックス内又は、その付近においては喫煙や火気を使用しないこと
- (5) 宅配ボックスを損傷し、若しくは汚損したときは速やかにその旨を管理組合に連絡し、その指示に従

い処理すること

- (5) ドアの閉鎖は他人に迷惑を及ぼさないよう配慮すること
- (7) ガソリン、軽油等第1種火災又は引火性の高いもの、その他危険と認められる物品は室内を問わず一切持ち込まないこと

(8) その他宅配ボックスの使用に際しては、定められた取扱い方法を守ることを

(9) 宅配ボックスでの受取・配達等について、管理組合は一切その責任を負わないこと

- 2 取扱いの取扱い、管理組合が宅配ボックスの管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを居住者に通知し、若しくは適当な場所に表示したときは居住者はこれを守らなければならない。

(取扱いの管理)

第5条 区分所有者、占有者、又は第三者が共用玄関の鍵及びその他の共用出入口の鍵と共通鍵となつていて、専有部分又は共用部分の鍵を紛失（盗難を含む）した場合には、事前に管理組合に通知しなければならない。有部分がすべての鍵を取替える責を負わないものとする。

(管理組合への通知事項)

第8条 居住者は次の行為をするときは、事前に管理組合に通知しなければならない。

- (1) 貸渡以外の第三者に専有部分を占有させること

(2) 売却、移転、

(3) 引越、移転、売却

(管理組合の承認事項)

第7条 居住者は、次の行為をするときは事前に管理組合に届け出、その承認を得なければならない。

- (1) 建物その他の敷地及び附属施設にあらからしめ設置された前面をこえる広告物、看板、標識等を設置すること

(2) 電線、ガス、給排水設備の増設、増設、変更

(3) 他の居住者に迷惑を及ぼすおそれのある専有部分の修繕工事

(4) 大規模修繕、大規模修繕の修繕、修繕、修繕

(5) 電気、ガス、引火、燃焼のおそれのあるものの搬入、使用

(6) 敷地の掘削、土砂の搬入、掘削等により現状を変更すること

(7) 柱等以外の敷地への修繕又は修繕

(取扱い)

第8条 居住者は選挙の取扱いにつき、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 各専有部分よりの選挙は、自治体の定める方法により、管理組合指定場所に出すこと。
- (2) 拒否票がある場合は、あらかじめ所轄の選挙事務所と連絡、行合わせのうえ、その指示に従い処理すること

(3) その他、所轄の選挙事務所の指示に従い処理すること

(取扱い等)の日常事項

第9条 各居住者は、通常の生活の場として使用する共用部分等の日常の取扱いをする。

(取扱いの禁止)

第10条 居住者は、防犯、火災予防に特に注意し、盗難、火災等発生の際は、所轄警察署、消防署に通報すると共に管理組合に報告する。

2 幼児等が危険な行為をしないよう事故等発生防止の防止につとめる。

(取扱いの取扱い)

第11条 本規則は、規則施行の日から効力を発する。

以上

ト
ル
サ
ン
ス
ロ
ン
グ
ラ
フ
の
終
了
の
タ
メ
に
細
則
を
改
定
す
る
に
関
し
て
の
事
を
説
明
す
る
に
あ
つ
た
り
ま
す

プレサンスロジエ名産地又ヴァーナル 小 動物 飼 育 条 例

プレサンスロジエ名産地又ヴァーナル管理組合（以下「管理組合」という。）は居住者の共同の利益を併り、快
適な共同生活を維持するためにプレサンスロジエ名産地又ヴァーナル管理規約（以下「規約」という。）第14条
の規定に基づき、次のとおりプレサンスロジエ名産地又ヴァーナル小動物飼育規則（以下「本規則」という。）を
定める。

第1条 本規則はプレサンスロジエ名産地又ヴァーナルで小動物を飼育する際に、その飼育者が厳に遵守しなけれ
ばならないルールを明文化したものである。居住者は本規則を遵守することを義務付ける場合のみ、小動物
の飼育を認められる。もし、本規則に違反し、他の者に迷惑をかけた場合は、プレサンスロジエ名産地又
ヴァーナル管理組合管理組合（以下「管理組合」という。）の指示に従わなければならない。

第2条 本規則でいう小動物とは、犬猫（成獣時の体重量は未成犬猫）をいう。ただし、飼育者等社会福祉に貢
献するものは、体長の制限を除く。

第3条 飼育できる小動物は一生宅二匹で、二歳以上が同居しでいる場合でも例外は認めない。

第4条 小動物の飼育を希望する者は、本規則の遵守を誓約し、小動物飼育組合を管理者に届け出なければなら
ない。併せて、上下、左右に位置する居住者に充分に配慮しなければならない。

第5条 プレサンスロジエ名産地又ヴァーナルの清潔で豊かな住環境を保持するために、小動物飼育者は以下の事項を
守らなければならない。

- (1) 小動物の飼育は原則として室内での飼育に限るものとし、室内清掃などの一時的な利用を除きバル
コニー及びバルコニー、廊下等に飼育用小籠等を設置しての飼育は不可とすること
- (2) 飼育者は小動物の生態を研究し、常に良好に飼育すること
- (3) 法で定められた予防接種及び登録を確実にし、獣医師による健康診断、治療を受け、飼育する小
動物を常に健康に保つこと
- (4) 小動物を共用部分等（エレベーター、通路など）に連れて出る場合は、必ず容器に入れる、抱きかか
える、リード（引き綱）をつけるなど遠慮防止に努めること
- (5) 小動物の排泄、ブラッシング又は洗滌は室内で行うこと（バルコニー及びバルコニー、廊下等
での小動物の排泄は禁止とすること）
- (6) 異常な鳴き声や体臭で近隣を不快にすることがないよう責任をもって飼育管理し、必要に応じて生飲、
不妊手術を施し、殺菌剤を使用すること
- (7) 24時間以上外泊等で不在にする場合は、小動物を小動物ホテル、知人宅等に預けること
- (8) その他、獣医をもって診断で快癒なプレサンスロジエ名産地又ヴァーナルの住環境を損なわないよう努
力を払うこと

第6条 小動物が近隣に被害を及ぼした場合には、その飼育者は即座をもって状況を改善し、被害者に補償するも
のとする

第7条 管理組合は、本規則に違反し、居住者に著しく迷惑をかけた者に対して、小動物の没収を求めることがで
きる。また過重に著しい飼育を怠った者に対して二度目の飼育を許可しないことができる。

第8条 本規則は、規約施行の日から効力を発する。

以 上

プレーンエロジニ名義為受ブオーバー
スクロ増使用細則

プレレンスロジエ名義施設又グオール バイク使用細則

プレレンスロジエ名義施設又グオールの小型バイク・バイク置場（以下「バイク置場」という。）の円滑かつ安全な利用を目的としてプレレンスロジエ名義施設又グオール管理規約第18条に基づき、次のとおりバイク置場使用細則（以下「本細則」という。）を定めるものとする。

第1条 バイク置場に駐輪できる車種は原則として原動機付自転車、自動二輪（全長2,000mm、全幅1,000mm以内）（以下「二輪車等」という。）とし、本細則に基づき、管理組合に届け出た二輪車等で、管理組合より登録証（ステッカー）の発行を受け、その証を二輪車等に貼ってあるものに限るものとする。

第2条 バイク置場の使用希望者は、組合所定の申込書に必要事項を記入のうえ、管理者に提出する。

第3条 バイク置場の使用にあたっては、下記の事項を遵守しなければならない。

- (1) 他人に迷惑を及ぼすアイドリング運転、からぶかし等の騒音をできる限り発しないこと。
- (2) 所定の場所に整然と駐輪し、他の二輪車の出入りを妨げる駐輪をしないこと。
- (3) バイク置場の効率的運用を図る為、不用な二輪車等は、各自、速やかに処分すること。

第4条 二輪車等は、各自の責任において保管・管理するものとし、盗難、事故等が発生した場合の損害については、管理組合はその責任を一切負わないものとする。

附 則

第1条 本細則は、組合発行之日から効力を発する。

以上

デジタルシステム開発と運用の実際

プレサンスロジエ名義施設又びオファ ホームオファイス使用細則

プレサンスロジエ名義施設又びオファ管理組合（以下「管理組合」という。）は、プレサンスロジエ名義施設又
ビュール（以下「対象物件」という。）区分所有者、同居人、専有部分の貸与を受けた者（以下「居住者」とい
う。）の利益を守り、全居住者が快適な共同生活を営むために対象物件第18条により、ホームオ
イス使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

（基本原則）

第1条 対象物件の居住者は、その専有部分の一部をホームオファイス（住居兼事務所）として使用できるものと
する。ただし、在室で業務を行う職業に就いている居住者が住宅として使用しながら業務を行う場合に限
る。

（運用規則）

第2条 専有部分の一部をホームオファイスとして使用する居住者は、ホームオファイスに就務する者に対し、本細
則を厳密に遵守させ、管理組合の指示に従わなければならない。

（禁煙の制限及び条件）

第3条 ホームオファイスの禁煙施設については、いかなる理由があれども禁煙施設に定める禁煙及び消費者金
融、飲食店、物品販売業、サービス業は認めず、下記条件を満たす場合に限り、また、下記条件を満たし
ても、管理組合が不適当と判断した場合については、事由の如何を問わず認められないものとする。

- 一 禁煙を目的としないこと
- 二 当該専有部分に隣接する左右、上下階に禁煙施設、喫煙、喫煙等が発生しないこと
- 三 危険物、汚染物を取り扱わないこと
- 四 下記以外の業務であること

- (1) 通信販売（例：バー、キャパレー、ダンスホール、ナイトクラブ等）、住居内調理施設、製
菓、金銭貸付、ゲームセンター、カラオケボックス、マージャン店等の遊技場、物品販売業、サービ
ス業、接客業を伴う業務、その他、接客業、ネイルサロン、マッサージ、エステ、小動物飼育等
の店舗としての形態

- (2) 塾、教室等の業務

- (3) 非営利、政治団体等、職員を目的とする業務

- (4) 電力団等の公共施設に近接する業務

- (5) 他の居住者及び近隣に迷惑を及ぼすおそれのある用途を目的とする業務

（ホームオファイス表示の制限）

第4条 ホームオファイス名の表示は、1階メーリングボックスのみとし、階数等については設置できないものとする。
なほ、1階メーリングボックスの表示については、個人名と併記とする。また、玄関、外壁、バルコニー等、
意ガラス等に看板やシールを設置してはならず、文字の書き込みも禁止するものとする。

（居住者）

第5条 専有部分の一部をホームオファイスとして使用する居住者は、業務の開始、業務終了の変更、廃業・転売
については、管理組合に30日前に書面（印刷形式）をもって届出を行い、許可を得なければならない。

また、第三者に譲渡、賃貸、占有せしめる場合においても同様とし、当該居住者は、第三者に対しても充
分に説明せしめること。

2 専有部分の一部をホームオファイスとして使用する居住者は、別途連絡先に勤務する者全員の氏名を記
入しなければならない。

（専有権事項）

第6条 専有部分の一部をホームオファイスとして使用する居住者は、次の各号に掲げる行為を行う場合は、事前
に書面（印刷形式）にて管理組合の承認を得なければならない。ただし、内容により管理組合の承認を得られな
い場合があることを了承すること。

- 一 ホームオファイスにて行い会社（法人）業務の変更
- 二 業務範囲、屋号等の変更
- 三 大規模修繕、模様替え、模様替え
- 四 電気配線、情報通信設備の増設、ただし、戸数制限を受け、変更できない場合があること
- 五 その他、本細則及び管理規約にて承認を要するとされる行為

（禁止事項）

第7条 専有部分の一部をホームオファイスとして使用する居住者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 放火、盗竊、暴行、脅迫、詐欺、強迫、その他不正行為
- 二 共用部分へのゴミ、日除け、バーゴラ等の設置物の取付・設置
- 三 建物の主要構造部分（床、壁面等）を改修する行為
- 四 設備の取付・設置、配管、配線を改修する行為
- 五 設備設置への細断立ち入り
- 六 空室設備（エアコン）等の室外機の指定場所以外への設置

（違反に対する措置）

第8条 居住者は、専有部分の一部をホームオファイスとして使用する居住者が、次の各号に掲げる行為を行った
場合は警告を行い、当該行為の即時中止又は原状回復を求めることができる。

- 一 前条に規定する禁止事項を違反したとき

- 二 その他、本細則に違反したとき

2 前条に定める原状回復に要する費用は、全て当該居住者が負担するものとする。

（増設改修、模様替え、模様替え）

第9条 専有部分の一部をホームオファイスとして使用する居住者は、その専有部分の内装、外装改修、模様
え、模様替え、取付、工事をするに当たり、必ず事前に工事関係書類等を管理組合（印刷形式）に提出し、以下掲
じに提出し、その専有部分の防犯設備等の取付、並びに機能について、管理組合の承認を受けなければならない。
ただし、工事の内容によっては、管理組合に承認されなければならない場合があることを了承すること。なほ、
関連法令上の必要資料等を管理組合より提示の依頼があった場合は、これに協力するものとする。また、
消防法、建築基準法等の法令を遵守するとともに、他の法令等に従うこと。

（騒音・臭気）

第10条 専有部分の一部をホームオファイスとして使用する居住者は、隣接する他の居住者に迷惑を及
ぼすおそれのある騒音・臭気・騒音及び振動等が出ないように努め、万一、問題が生じた場合には
自らの責任と負担において対応すること。

(ゴミ処理)

第11条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、ホームオフィスで生ずる事業系一般廃棄物、産業廃棄物等及び大量のゴミの処理については、専売の徹底処理し、居住者の責任と負担において対応すること。また、悪臭の発生等により他の居住者に迷惑を及ぼさないようにすること。なお、対象物件内のゴミ置場及び共用部分には保管が一切できないこと。

(営業時間)

第12条 専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者は、営業時間を午前8時から午後10時の間に設定するものとする。また、営業時間内であっても午後7時以降は他の居住者にできるだけ迷惑が及ばないように配慮しなければならない。営業時間の始期及び終期時間の後かたづけについても同様とする。

(往取課)

第13条 来客者の車両については、専有部分の一部をホームオフィスとして使用する居住者の責任において対応するものとする。

(その他)

第14条 ホームオフィスへの来客に伴う自転車及びバイク等については、往取の迷惑とならないように各ホームオフィスにおいて責任ある管理を行うこと。

別付 異議

(効力発生)

第15条 本条例は、期日発行の日から効力を発する。

ブレスロジニ名義又ガサール
専用 使 用 細 則

(効力発生)

第1条 本細則は、対象物件管理規約発効の日から効力を発する。

(改廃)

第2条 本細則の改廃は、総会の決議により行う。

2 本細則に定めのない事項については、理事会で協議し決定する。

プレサンスロジエを「複合型マンション」とし、以下「対象物件」という。この対象物件に設置される専用庭の使用については、対象物件管理規約第14条、第19条及び別表第3に基づき、専用庭の使用に關し、専用庭使用細則（以下「本細則」という。）を定める。

(日常的管理)

第1条 居住者は、その責任と負担において専用庭の清掃、除草及びゴミ処理その他の専用庭の通常の使用に伴う管理を行わなければならない。専用庭の外周にある構築物（目隠しフェンス等）についても同様とする。ただし、その構築物の修繕及び改良工事については管理組合がその責任と負担においてこれを行うものとする。

(禁止事項)

第2条 専用庭の使用に關し、以下の各号に掲げる行為をしてはならない。

- 一 マンション全体としての美観等を損ねたり、また2階以上の住戸及び隣戸の眺望、日照、通風に影響を与える樹木の植栽の根幹及び設置（根の張り、旗等のポール、無縁アンテナ、支柱の設置を含む）
- 二 茶屋、倉庫、物置、地下室等の工作物の建設設置
- 三 コンクリート等の打設を伴う大型（概ね2㎡を超える）の池、水溜等の設置
- 四 ガレージ、その他の用途等で通常の庭以外に使用すること
- 五 井戸の掘削等のボーリング
- 六 ハト小屋等のバースケージの設置
- 七 基礎の設置を伴うブランコ、鉄棒、すべり台等の遊技器具の設置
- 八 通常の庭園灯以外の照明器具の設置
- 九 基礎の設置を伴う扁平し台の設置
- 十 ゴミ、枯葉等の廃棄、たき火、その他燃焼、臭気を生じさせる行為（屋外バーベキュー等に類するものを含む）
- 十一 花袋等により近隣に迷惑を及ぼす恐れのある樹木の植栽
- 十二 多数の土砂の搬入、搬出
- 十三 畑として耕作すること
- 十四 その他原状を大幅に変更する行為及び管理組合が禁止した行為
- 十五 充填物を貯蔵すること
- 十六 犬、養蜂等、動物の飼育場所を利用すること

(原状回復義務)

第3条 専用庭の使用により配線、配管、フェンス及び植栽その他の共用部分等を毀損し、又はマンション内における共同生活の秩序を乱す行為を行つたときは、当該居住者がその責任と負担において原状回復及びこれにより発生した損害を賠償しなければならない。

防犯カメラ設置要綱
防犯カメラ設置要綱

プレサンスロジエ名義為又ヴォーナル 防犯カメラ運用細則

本規則は、プレサンスロジエ名義為又ヴォーナルに設置した防犯カメラ設備の利用にあたり、設備の適法かつ有効な利用を目的としてプレサンスロジエ名義為又ヴォーナル管理規約第13条に基づき、次のとおり防犯カメラ運用細則を定めるものとする。

(管理・運営)

第1条 防犯カメラ設備（画像データ保管も含む。）の管理・運営は管理者がこれを行う。また管理者は防犯カメラの性能（防犯用であること）をよく理解し、居住者等のプライバシーの保護に留意した管理・運営を定めるものとする。

(発生・閲覧について)

第2条 画像データの閲覧は申請者等の申し出の内容により管理者が閲覧の是非を判断し、閲覧の必要があると認められるのであれば、管理者立会いのもと閲覧する。また、申し出の際には閲覧の必要性を記載した申出書により申請する事とする。

2 次の場合に私人及び第三者の特定をする場合に限り画像データの再生・閲覧を認めるものとする。

- (1)窃盗・痴漢等が発生した場合
- (2)他の居住者に著しい迷惑を及ぼす行為があった場合
- (3)共用部分等及び駐車場等への設置ないたずらがあった場合
- (4)その他管理者が画像データの再生・閲覧の必要性を認めた場合

(守秘義務について)

第3条 閲覧する者は、知り得た内容につき守秘義務を負い、第三者に閲覧内容を漏らしてはならない。

(犯罪捜査への協力)

第4条 刑事事件等において、犯罪捜査に必要と認められる捜査機関について、当局より閲覧・証拠提出等を求められた場合、管理者はこれに協力することができる。

(防犯カメラ運用細則の発効)

第5条 本規則は、規約発効の日から効力を発する。

以上

フロアリングの申請基準

プレサンスロジエ名義為又ヴォーナル管理組合（以下「管理組合」という。）は、床材を変更する改修工事は、管理規約第17条第1項に該当するので、申請及び承諾事項の基準を下記のとおり定めるものとする。

(申請及び承諾事項の基準)

1. フロアリング改修工事を予定している区分所有者は、事前に、階下及び左右の隣り部分の所有者および占有者に工事の内容を十分説明し、管理組合に仕様書並びに修繕等工事費手に関する契約書を各2通申請するものとする。
2. フロアリング改修工事の申請が出た場合、管理組合としては、仕様を十分検討し、騒音問題等が発生しないように、遮音及び招議を行うものとする。
3. 申請者は、管理組合の許可を得た後、工事に着手するものとする。

(許可条件)

- ① 騒音問題が発生した場合は、申請者である区分所有者が責任をもって、減災に騒音対策を実施する旨を誓約すること。
- ② 万一、騒音問題が解決しない場合は、管理組合の指示に基づき床材撤換の工事を、申請者である区分所有者の責任及び費用にて実施する旨を誓約すること。
- ③ 床仕上げ材のフローリング等の遮音性能（日本建築学会の基準）については、遮音等級Δ1.1（Ⅱ）～Ⅲ等級以上の性能を確保できる工法とすること。

専有部分修繕等工事に関する申請書・誓約書

年 月 日

プレサンスロジエ名義及びヴァーナル管理組合
理事長

申請者(区分所有者)
中 間 者(区分所有者)
(住所番号) 号
(氏 名) 印

プレサンスロジエ名義及びヴァーナル管理組合
理事長

(区分所有者) 印

年 月 日

- 1 作業実施日
(予定) 年 月 日
- 2 作業箇所(修繕する箇所) 例……リビングルーム
- 3 作業内容(仕様)
- 4 施工会社(現場責任者名)

私はプレサンスロジエ名義及びヴァーナル 専有部分の修繕等工事にあたり、管理規約第17条第2項に基づき、下記条件を遵守することを誓約し、工事着手の許可を申請いたします。

記

- ① 施工時には上下階、左右等の住戸に説明いたします。
- ② 騒音問題が発生した場合、申請者である区分所有者が責任をもって、速急に騒音対策を実施いたします。
- ③ 万一、騒音問題が解決しない場合は、組合の指示に基づき要求箇所の工事を、申請者である区分所有者の責任及び費用にて実施いたします。
- ④ 床仕上げのフローリング等の塗装作業(日本塗料会会館の基準)については業者等厳しく(日) - 3以上の性能を確保できる工法といたします。

以上
年 月 日

上記、貴組合に基づく修繕等工事の着手を承諾します。

プレサンスロジエ名義及びヴァーナル管理組合
理事長 印

ご記入いただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。

- ① 貴組合の業務
- ② 貴組合は修繕等工事実施等の連絡
- ③ その他貴組合が運営及びメンテナンスの維持管理に関する事項についての連絡
- ④ 貴組合は修繕等工事実施等の連絡
- ⑤ 貴組合は修繕等工事実施等の連絡

第三者使用に関する届出

この際、私の所有する住戸等を次のとおり第三者に使用させることにいたしましたので、管理規約第18条第2項の規定に基づきお届けします。

使用住戸番号 使用者の入居(予定)日

年 月 日

使用者氏名

区分所有者との関係
(該当項目を○
で囲む。)

貸借人 親子 兄弟姉妹 親族
使用人 その他()

使用者の業務事項
私は、管理規約第20条に定める協力団員ではありません。今後もし協力団員にならないことを誓約します。又、当該住戸等を使用するにあたり、規約・法規則を遵守します。

年 月 日

(使用済) 氏名

印

区分所有者の
(住所) 宛
連絡(伝出)先

※交付日 年 月 日

理事 長 理事 員

(附組合) 氏名

このたび、ブレナン・スロウ・ジョーゼフとマゴナル
所有の名称を改定しますので、期成会材料と共に原野の附近に送りますようお願いいたします。

なお、管理費等については、支払期日が

	年	月	日分	()	月分	) が各学区分派
--	---	---	----	-----	----	----------

有者の負担とします。

旧区分所有 者	山 口 幸 夫 氏	住 所 新 住 所	(平 岡 市)	電 話 番 号 移 動 電 話	山 口 幸 夫 氏
新区分所有 者	山 口 幸 夫 氏	住 所 新 住 所		電 話 番 号 住 居 電 話	山 口 幸 夫 氏
仲介業者	山 口 幸 夫 氏	住 所 新 住 所		入 居 (手 延) 日 月 出 産 省	山 口 幸 夫 氏

※新区分所有者が外に出る場合、別途、別途、「長期不在届」を提出してください。

年 月 日

二重入い、ただいた個人情報の利用目的は次のとおりです。

[illegible]

アレサンズロジエ名義の又、オーストラリア組合

《止所》
《區分所有者》

私はブレックスロジエ名義を又ブイール
知し、管理規約及び諸規則を遵守することを誓ひします。
私の既分所有権を取得するにあたり、下記の事項を示

1. 区分所有者は、ブレサノコンゴエ・モヌメント（以下「本物件」という。）について、その面積及び他者の権利利益を認める、常に適正な管理を行うよう努め、効力回復に努めなければならない。
2. 区分所有者は、本物件の専有部分に賃貸するときは、効力回復に努めなければならない。
3. 区分所有者は、その専有部分を第三者に賃貸する場合には、次に掲げる内容を含む条項をその賃貸に係る契約の裡に定めなければならない。
- 一 契約の相手方が効力回復等ではないこと及び契約後において効力回復等にならないことを協約すること。
- 二 契約の相手方が効力回復であることが判明した場合には、何らの被害を被せずして、区分所有者は当該契約を解約することができること。
- 三 区分所有者が効力回復の契約権を行使しないときは、管理組合は、区分所有者に代理して解約権を行使することであること。
4. 前項の場合において、区分所有者は、前項第三号による解約権の代償行使を管理組合に認める旨の旨を出すとともに、契約の相手方に効力回復ではないこと及び管理組合において効力回復にならないことを協約する旨の契約書を管理組合に提出させなければならない。
5. 区分所有者は、自らその区分となり、又はその専有部分を効力回復等として使用してはならない。
6. 区分所有者は、その専有部分に効力回復を居住させ又は改築して出入りさせてはならない。
7. 年有部分が効力回復の区分所有者に又は反復して出入りしてはならない。他の区分所有者の全員の決定に基づき、当該専有部分の区分所有者に対し、その専有部分の全面防犯用禁止を請求することが出来る。
8. 第7項の新築手続に基づき費用（前払主費用を含む。）は、当該専有部分の区分所有者が負担する。

※交付日 年 月 日

と記入した。個人は母の利用目的は、おとまりです。

[illegible]

グレスランドスロジエ名義為又グナール管理組合
監、登、非、認

(氏名)

 昇格を長期にわたることにして、下記のとおりお題作します。

小動物飼育に關する條約書

部壓部号

年 月 日 年 月 日

名
氏

※終期が未定の場合、未定片記入してください。

2. 不在となる事由

3. 不在時の緊急連絡先

氏名(名称)

住所

邪慄

「……エ、エ、お前が在任した海外出張の報告と、この戦争開始後の国内で要人を必要とするに、どうか、どうか、」

不在の代理人迎撃生

氏名 (名称)

住所

證

※別紙附件又は欄外出願案への研究や意見交付は、原則、承認された国際代理人を介して行います。

५३

す。よりその次の日曜日の時刻、午後六時三十分には、

5

④影印、在校及び江戸町図書館の送付

[illegible]

以爲此種情形，即爲「不滿意」之表示，故「不滿意」之表示，即爲「不滿意」之表示。

[illegible][illegible]

小動物飼育管理

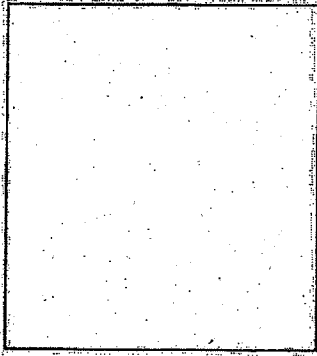
プレサンスロジエ若鷲為スヴォーナル管理組合
理事長

届出日： 年 月 日
住所： 号室
氏名： 印

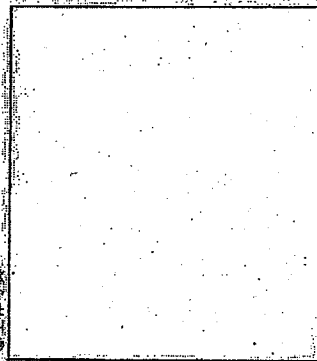
私は、本届出日現在、下記の小動物を飼育しておりますのでお届けいたします。

- 1) 小動物の種類 (犬、猫、その他)
- 2) " の種別 (ブードル、ガメラニア等) ()
- 3) " の性別 (雄 ・ 雌)
- 4) " の愛称(名前) []
- 5) " の取得年月 [年 月]
- 6) " の推定年齢 [歳 ・ 約 才]
- 7) " の写真 (最近6ヶ月以内に撮影した鮮明なものを添付して下さい。)

①顔写真



②全体写真



以上

ご記入いただいた個人情報は利用目的は次のとおりです。

- ①募集時の連絡
- ②募集後の飼育方法や管理費等の連絡
- ③その飼育管理組合運営及びマンシヨンの維持管理に関する事項についての連絡
- ④管理費未納時連絡のマンシヨンの管理費金 (その所定に依るもの) 及びそのグループ会に利用させることがあります。

バイクシロ地場 (使用・解約)

プレサンスロジエ若鷲為スヴォーナル管理組合
理事長

年 月 日

(区分所着者) 号室

私は下記の通り小型バイク・バイク整備 (使用・解約) について、ここにお届けいたします。
なお、管理規約及び使用細則等に違反した場合は、管理組合の決定に従います。

届出	使用車種	台数
	バイク	台

使用期間 年 月 日から1年間
※解約の申出がない場合は自動更新とする。
(使用開始予定日 年 月 日より)

※受付日 年 月 日

ご記入いただいた個人情報は利用目的は次のとおりです。

- ①募集時の連絡
- ②募集後の使用車種等の連絡
- ③その使用管理組合運営及びマンシヨンの維持管理に関する事項についての連絡
- ④管理費未納時連絡のマンシヨンの管理費金 (その所定に依るもの) 及びそのグループ会に利用させることがあります。

ホームオフィス使用申請		年 月 日
プレサンスロジエ名義為又ヴォール 管理組合理事長	(申請者) プレサンスロジエ名義為又ヴォール	
私は、プレサンスロジエ名義為又ヴォールの専有部分をホームオフィスとして利用したいので、ホームオフィス使用規則第5条の規定により以下のとおり申請いたします。 1. 変更開始日 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分 2. 業務時間帯 午前 時 分 午後 時 分 3. 勤務の種別 4. 業務内容 5. その他		
ホームオフィス使用誓約書		年 月 日
プレサンスロジエ名義為又ヴォール 管理組合理事長	(誓約者) プレサンスロジエ名義為又ヴォール	
私は、プレサンスロジエ名義為又ヴォールの専有部分の一部をホームオフィスとして使用するにあたり、ホームオフィス使用規則、管理規約の内容を遵守し、他に危害、迷惑を及ぼしません。万一違反した場合には、ホームオフィス使用規則第1条に基づき、管理組合の指示に従うことを誓約いたします。		
ホームオフィス使用許可書		年 月 日
プレサンスロジエ名義為又ヴォール 管理組合理事長	(申請者) プレサンスロジエ名義為又ヴォール	
申請のあったホームオフィスの使用について、承認いたします。		

ご記入いただいた個人情報は利用目的に使用させていただきます。

① 利用目的：本マンションの管理業務の遂行

② 利用範囲：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

③ 利用期間：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

④ 利用条件：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑤ 利用方法：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑥ 利用結果：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑦ 利用費用：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑧ 利用責任：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑨ 利用その他：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑩ 利用その他：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

ホームオフィス使用中止届		年 月 日
プレサンスロジエ名義為又ヴォール 管理組合理事長	(届出者) プレサンスロジエ名義為又ヴォール	
私は、プレサンスロジエ名義為又ヴォールの店舗としての使用を中止したいので、ホームオフィス使用規則第6条の規定により以下のとおり届出いたします。 使用中止日 年 月 日		
ホームオフィス使用変更申請書		年 月 日
プレサンスロジエ名義為又ヴォール 管理組合理事長	(申請者) プレサンスロジエ名義為又ヴォール	
私は、使用中のホームオフィスについて変更をしたいので、以下のとおり申請いたします。 1. 変更開始日 年 月 日 午前 時 分 午後 時 分 2. 業務時間帯 午前 時 分 午後 時 分 3. 勤務の種別 4. 業務内容 5. その他		
ホームオフィス変更許可書		年 月 日
プレサンスロジエ名義為又ヴォール 管理組合理事長	(申請者) プレサンスロジエ名義為又ヴォール	
申請のあったホームオフィスの変更について、承認いたします。		

ご記入いただいた個人情報は利用目的に使用させていただきます。

① 利用目的：本マンションの管理業務の遂行

② 利用範囲：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

③ 利用期間：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

④ 利用条件：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑤ 利用方法：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑥ 利用結果：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑦ 利用費用：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑧ 利用責任：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑨ 利用その他：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

⑩ 利用その他：本マンションの専有部分をホームオフィスとして利用すること

申請者

郵便番号

氏名

防犯カメラ映像閲覧申請書

次のとおり、防犯カメラの映像の閲覧を申請いたします。なお、閲覧申請希望の下記映像の内容については必ず第三者に開示されず、その内容を保持することを関係関係者一同誓約いたします。

I 閲覧希望日時		年	月	日	時	分	分
II 閲覧同伴者氏名 (同伴の方の署名・押印要)							
III 閲覧理由・(目的)							
IV 映像	① 日 時	年	月	日	時	分	分
	② 場所						

キリトリセン

号

第

上記、申請書に基づいて閲覧を（承認 / 不承認）します。

不承認の理由

プレサンスロジエを運営するグローム管理組合

印

理事長

ご記入いただいた個人情報は、この申請目的以外には使用されません。

① 防犯カメラの映像

② 防犯カメラの映像

③ 防犯カメラの映像

④ 防犯カメラの映像

⑤ 防犯カメラの映像

プレサンスロジエを運営するグローム管理組合（以下「甲」という。）と、
（以下「乙」という。）との間に、以下のとおり駐車使用契約（以下「本契約」とい
う。）を締結する。

第1条 甲はプレサンスロジエを運営するグローム管理組合第15条に基づき、駐車場のうち

一 区画を乙に使用させることを約する。

第2条 乙は、使用する自動車（以下「駐車車」という。）をあらかじめ甲に届け出なければなら
ない。

第3条 乙は前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。

第4条 使用料金は後示のとおりとし、乙は毎月の管理費等の支払方法に準じて駐車使用
料金を甲に支払う。

第5条 乙は前項の使用料金を甲が求償に応じ改定することを了承するものとする。

第6条 乙は、前項の使用期間満了前でも甲に予告して、予告した翌月末日をもって本契約を解
約することができる。

第7条 第1項の使用期間の満了する1ヶ月前までに甲又は乙から何等の申出がないときは、本
契約は、年間同一条件をもって更新されるものとし、その後も同様とする。

第8条 乙は駐車場の使用権を他に譲渡し、又は転貸等することができない。ただし乙は、
本契約書の乙署名欄に記載された住所の占有者に限り、自己の責任と負担において、駐車
場を使用させることができる。

第9条 乙は駐車場の管理を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはなら
ない。

一 指定駐車位置に駐車し、他人の駐車位置等他の場所に駐車しないこと。

二 自動車等以外の物を置かないこと。（自動車以外の物を置く場合は、管理組合の承認
を必要とする。）

三 警備、要請、その他、他人に迷惑をおよぼす行為をできる限り行わないこと。

四 場内においては、喫煙、その他火災の原因となる行為を行わないこと。

五 ガソリン、軽油、灯油、火気、又は引火性の高いもの、その他危険物を一切持ち込まない
こと。（自動車の燃料タンク内の燃料を除く。）

六 前各号に規定するものの他駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をする
こと。

七 前項の規定のほか甲が駐車場の管理に必要と思われる作成し、又は変更して、これを乙
に通知し、もしくは乙が適当な場所に掲示したときは乙はこれを守らなければならない。

第10条 駐車場の敷地内において暴行、脅迫、強姦、強姦未遂等の事件を起し、又は火災、火
災その他の事由により損失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償その他の一
切の責任を負わない。

第8条 乙が次に掲げる事項に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。

- 一 本契約の条項に違反したとき
 - 二 管理規約第15条第5項に抵触するとき
- 第9条 使用期間満了、解約又は契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は素条件にて直ちに使用駐車場を甲に明け渡さなければならない。

第10条 本契約期間中に管理費が交付された場合にも、本契約上の管理費は承認される。

第11条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上協議をもって処理しなければならない。

駐車場所在地 沖縄県名護市字あヌ108番地2

使用位置 _____ (番)

登録車名 _____ 登録番号 _____ 車体色 _____

当初の使用料金(1区画分月額) _____ 円

(以後は毎年通常増徴金で定められた額)

使用期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日から _____ 年 _____ 月 _____ 日まで

上記契約の証として、本契約書2通を作成し通を捺印の上、甲乙各1通を保持する。

年 _____ 月 _____ 日

甲 内相原名護市字あヌ108番地2
プレサンスロジエ名護又ヴァーナル管理組合
事務取扱者 株式会社名護くろくろ合人社
代表取締役 _____ 印

乙 住戸番号 _____ 号
_____ 印

プレサンスロジエ名護又ヴァーナル 管理駐車場使用契約書

プレサンスロジエ名護又ヴァーナル管理組合(以下「甲」という。)と
_____ (以下「乙」という。)との間において、以下のとおり暫定駐車場
使用契約(以下「本契約」という。)を締結する。

第1条 乙は本契約が残余の駐車場区画を一時的に使用することを目的とする暫定契約であることを承認する。

2 乙は第1項の主旨を承知し、1区画目及び2区画目の駐車場使用契約者を優先するため、駐車場の任意の位置への変更、契約終了に即時応ずるものとする。ただし、解約については、第4条によるものとする。

第2条 乙は、使用する自動車(以下「登録車」という。)をあらかじめ甲に届け出なければならない。

2 乙は前項の届出事項に変更があった場合には、速やかに甲に届け出なければならない。第3条 使用料金は後示のとおりとし、乙は毎月の管理費等の支払方法に準じて、駐車場使用料を甲に支払う。

2 乙は第1項の使用料金を甲が状況に応じ随時減額することを了承するものとする。第4条 甲及び乙は、前項の使用期間満了前でも随時甲に予告して、予告した翌月末日をもって本契約を解約することができる。

2 1区画目及び2区画目の駐車場使用契約者を優先するため、暫定駐車場使用契約者の解約の必要が生じた場合、暫定駐車場使用契約者の中で抽選等により解約者を決定するものとする。

第5条 乙は駐車場の使用権を他に譲渡し、又は転貸等することができない。ただし乙は、本契約書の乙署名欄に記載された住戸の占有者に限り、自己の責任と負担において、駐車場を使用させることができる。

第6条 乙は駐車場を善良なる管理者の注意をもって使用し、次に掲げる行為をしてはならない。

- 一 駐車以外の目的に使用すること。
- 二 駐車場内に発火性又は引火性の高い物品を持ち込むこと。
- 三 他の自動車の運転使用を妨げるおそれのある行為をすること。
- 四 前各号に規定するもの以外の駐車場の管理運営に支障を及ぼすおそれのある行為をすること。

2 前項の規定のほか甲が駐車場の管理上必要な規定等を作成し、又は変更して、これを乙に通知し、もしくは適当な場所に掲示したときは乙はこれを守らなければならない。

第7条 駐車場内において登録車が盗難・衝突・放火等の事故を起こし、又は天災地変、火災その他の事由により滅失、毀損等乙に損害が生じても、甲は乙に対し損害賠償その他の一切の責任を負わない。

第8条 乙が次に掲げる事項に該当したときは、甲は本契約を解除することができる。
一 本契約の条項に違反したとき
二 管理規約第15条第5項に該当するとき
第9条 使用期間満了、特約又は契約の解除によって本契約が終了した場合、乙は無条件に直ちに使用駐車場を甲に明渡さなければならない。
第10条 本契約期間中に管理者が交付した場合にも、本契約上の瑕疵担保は承擔される。
第11条 本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上誠意をもって処理しなければならない。

駐車場 所在地 沖縄県名護市字又108番地2

使用位置 (番) _____
駐車車 車 台 _____ 登録番号 _____

使用料金 (1区画分月額) _____ 円
(以後は、毎年の通常料金で定められた額)

使用期間 年 月 日から 年 月 日まで

上記契約の証として、本契約書2通を作成し署名押印の上、甲乙各1通を保持する。

甲 沖縄県名護市字又108番地2
アレックス・ロジェ・モリス・ワグネル管理組合
専務取締役 株式会社琉球くくる会 代表取締役 _____ 印

乙 住戸番号 _____ 号
_____ 印